

支給スルアリ之ハ當該シ受ケタルモノトシテ年々週ニテ欠勤三十日以
 上ニ及フ者トアリ之ハ之範圍ニ於テ勤続被勵ト失テ方トアリ之ハ
 ケケモ一週カラ見エタルト永年勤続者ニ支給シ當該処分ニ降テ一年
 シ週ニテ三十日以上欠勤トナシ者ハ当然加給ナルモノト思フ而シテ
 中途退場者ニ支給シテ下ニ基テ不合理ナルト存シテ之ト認明シ
 在ノ專員附托ト爲ル

委員氏名

- (佐) 中 野 信 雄
- (長) 三 島 正 七
- (審) 坂 上 希 七
- (夜) 菊 森 悦 一
- (平) 能 木 健 吾

第八師隊案

(一) 已往該隊事項解決促進ニ于スル件

- (長) 栗 田 隆 九 郎
- (佐) 萩 原 弘 忍

(二) 令

- (佐) 野 副 勝 一 郎

(三) 令

- (佐) 大 和 稔 一
- 件

(二) 海軍労働組合聯盟等件及尚確獲得ノ件

- (平) 丸 井 好 男
- (平) 丸 井 好 男

(五) 昇給ニ于スル件

- 丸 井 好 男